

大垣市税条例等の一部を改正する条例

(大垣市税条例の一部改正)

第1条 大垣市税条例（昭和25年条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則第5条の6の2第1項中「平成43年度」を「平成45年度」に、「附則第5条の4の2第6項（同条第9項）」を「附則第5条の4の2第5項（同条第7項）」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項を同条第2項とする。

附則第8条の2第4項中「附則第15条第32項第1号イ」を「附則第15条第33項第1号イ」に改め、同条第5項中「附則第15条第32項第1号ロ」を「附則第15条第33項第1号ロ」に改め、同条第6項中「附則第15条第32項第1号ハ」を「附則第15条第33項第1号ハ」に改め、同条第7項中「附則第15条第32項第1号ニ」を「附則第15条第33項第1号ニ」に改め、同条第8項中「附則第15条第32項第1号ホ」を「附則第15条第33項第1号ホ」に改め、同条第9項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第33項第2号イ」に改め、同条第10項中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第33項第2号ロ」に改め、同条第11項中「附則第15条第32項第3号イ」を「附則第15条第33項第3号イ」に改め、同条第12項中「附則第15条第32項第3号ロ」を「附則第15条第33項第3号ロ」に改め、同条第13項中「附則第15条第32項第3号ハ」を「附則第15条第33項第3号ハ」に改め、同条第14項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第15項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第16項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第17項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第45項」に改め、同条第18項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第47項」に改める。

附則第8条の3第12項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項第4号中「附則第12条第21項」を「附則第12条第23項」に改め、同項第6号中「附則第12条第22項」を「附則第12条第24項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同

項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

附則第13条の3（見出しを含む。）中「附則第15条第39項」を「附則第15条第40項」に改める。

附則第13条の4（見出しを含む。）中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改める。

附則第13条の5（見出しを含む。）中「附則第15条第44項」を「附則第15条第45項」に改める。

附則第16条中「第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項」を「第18項、第19項、第21項から第25項まで」に、「第31項、第35項、第39項、第42項、第43項、第44項若しくは第47項」を「第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで」に改める。

附則第19条第1項中「法附則第30条第1項」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」に、「当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「平成31年度分」に改め、同条第2項から第4項までを削り、同条第5項中「附則第30条第6項第1号及び第2号」を「附則第30条第2項第1号及び第2号」に、「第2項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円

	5,000円	1,300円
--	--------	--------

附則第19条第5項を同条第2項とし、同条第6項中「附則第30条第7項第1号及び第2号」を「附則第30条第3項第1号及び第2号」に改め、「以上の軽自動車」の次に「（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、「第3項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

附則第19条第6項を同条第3項とし、同条第7項中「附則第30条第8項第1号及び第2号」を「附則第30条第4項第1号及び第2号」に、「第4項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第19条第7項を同条第4項とする。

附則第20条第1項中「第7項」を「第4項」に改める。

（大垣市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 大垣市税条例等の一部を改正する条例（平成29年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、大垣市税条例附則第18条の次に5条を加える改正規定（同条例附則第18条の6第2項に係る部分に限る。）中「については」の次に「、当分の間」を加え、同条例附則第19条第1項の改正規定中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」を「法附則第30条」に、「平成31年度分」を「当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改める。

第3条 大垣市税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第24号）の

一部を次のように改正する。

第 1 条のうち、大垣市税条例第 3 2 条の 1 1 第 1 項の改正規定中「及び第 1 1 項」を「、第 1 1 項及び第 1 3 項」に改め、同条に 3 項を加える改正規定中「3 項」を「8 項」に改め、同改正規定（同条第 1 0 項に係る部分に限る。）中「次項」の次に「及び第 1 2 項」を加え、「その他施行規則で定める方法」を削り、同改正規定（同条第 1 2 項に係る部分に限る。）中「申告は、」の次に「申告書記載事項が」を加え、同改正規定に次のように加える。

- 1 3 第 1 0 項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前 3 項の規定は、適用しない。法人税法第 7 5 条の 4 第 2 項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第 1 0 項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。
- 1 4 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の 1 5 日前までに、これを市長に提出しなければならない。
- 1 5 第 1 3 項の規定の適用を受けている内国法人は、第 1 0 項の申告につき第 1 3 項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。
- 1 6 第 1 3 項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第 3 2 1 条の 8 第 5 1 項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第 1 3 項前段の期間内に行う第 1 0 項の申告については、第 1 3 項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。
- 1 7 第 1 3 項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第 1 5 項の届出書の提出又は法人税法第 7 5 条の 4 第 3 項若しくは第 6 項（同法第 8

1 条の 2 4 の 3 第 2 項において準用する場合を含む。) の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第 1 3 項後段の期間内に行う第 1 0 項の申告については、第 1 3 項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

附則第 1 条第 5 号中「3 項を」を「8 項を」に改める。

附則第 2 条第 3 項中「第 1 2 項」を「第 1 7 項」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第 2 条 第 1 条の規定による改正後の大垣市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成 3 1 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 3 0 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第 3 条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成 3 1 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 3 0 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第 4 条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成 3 1 年度分の軽自動車税について適用し、平成 3 0 年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第 5 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成 3 1 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成 3 0 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 施行日から所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成 3 0 年法律第 4 9 号）附則第 1 項ただし書に規定する規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第 1 6 条の規定の適用については、同条中「若しくは第 4 8 項から第 5 0 項まで」とあるのは「、第 4 8 項若しくは第 4 9 項」とする。